

○さいたま市スキー連盟規約改正 新旧対照表

現行	改正後
<p>(役員任期)</p> <p>第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(役員任期<b>及び定年</b>)</p> <p>第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><b>3 役員のうち、会長、副会長、理事長及び副理事長は、その就任時に満75歳未満でなければならない。</b></p>